

わが国の金融教育の課題解決のために

— 貸与奨学金制度を題材にした大学生向け実践的金融教育の提案 —

佐藤 一郎

Solving Problems in Japanese Financial Education: A Proposal for Practical Financial Education for University Students Based on the Theme of Scholarship Loan Programs

※ 要 旨 ※

The impact of the financial sector on the global economy has come under greater scrutiny than in the past, with new attention spurred by the collapse of Lehman Brothers. In recent years in particular, there has also been considerable interest in the importance of preventing household finances and individuals from touching off financial uncertainty. Amid these global trends, in Japan the Emergency Economic Measures for the Revitalization of the Japanese Economy, which were announced by the Cabinet on January 11, 2013, incorporated promotion of financial and economic education. Concrete measures to promote financial education are being examined and implemented, primarily by the Financial Services Agency and the Central Council for Financial Services Information. Though “financial education” is but a single phrase, there is a tendency for discussions of financial education to be sweeping and general because the learners are diverse, ranging from students to older adults. Therefore, this paper will focus primarily on university students as the recipients of financial education and consider the kind of subject matter through which financial education should be provided, making a concrete proposal in order to solve problems.

キーワード：金融教育、大学生、日本学生支援機構、JASSO、奨学金

1. はじめに

リーマンショックを契機に、世界経済に金融部門が与える影響が従来以上に注目されるようになってきた。特に近年は、法人企業と世界経済というマクロベースの視点だけではなく、家計や個人が金融不安の引

き金を引くことを防止することの重要性にも大きな関心が払われている。またこうした動きは、各国での独自の取組みにとどまらず、世界全体での協調した取組みをも促している。

例えば、2012年6月のG20ロスカボス・サミットでは『金融教育のための国家戦略に関するハイレベル

原則』が承認され、以下のような声明文が公表されている。

「金融教育に関し、我々は、金融教育のための国家戦略に関するOECD/INFEハイレベル原則を承認し、OECD及び世界銀行に対し、金融包摂に関するグローバル・パートナーシップ (GPII) と協力して、金融教育を推進するための更なるツールを提供し、次回サミットに進捗報告書を提出するように求める¹⁾」。

こうした世界的な動向を踏まえ、わが国においても、2013年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の中で「金融経済教育の推進」が盛り込まれており、金融庁や金融広報中央委員会等が中心となって、金融教育の具体的な推進策の検討、実施が行われている。

実は、金融教育の取組み自体は、リーマンショック等の起きるずっと以前から、わが国においても行われていた。ただ、従来の取組みが、各団体の利害のもとにバラバラに行われていたために、金融教育の総量の点はともかく、非効率性が問題視されていた。またこのような事情のために、丹治 (2014b) が指摘しているように、金融教育は往々にして金融制度・商品等の知識中心の教育となりがちで、これが金融教育は「難しいもの」とか「業者の販売戦略」との印象、誤解の一因にもなっている。

ただし、金融教育のこのような非効率性、不統一性は、実施団体の足並みが揃わないためばかりではない。ひと口に“金融教育”と言っても、その対象（教育を受ける者）は学生から高齢者まで広範囲に亘っており、しかもそれらの各層に対しても、効果的な資金の運用や投資といった金融商品の選択に関する側面と、誤った（不適切な）調達をしないための注意といった自己防衛とも言える側面の両面があることから、金融教育についての議論が総花的、一般的なものになりがちである。そこで本稿では、「金融教育の対象を大学生に絞り」、「彼らに対してどのような内容での金融教育が行われるべきであるか」を中心に、検討を進めていくこととしたい。

現在の金融教育においては、山本 (2012) のように、大学生に対する教育が欠落しているという指摘が

ある³⁾。もちろんこれまでも、大学において金融教育が全く行われていないというわけではない。例えば岡崎 (2012) は、大学における金融教育のニーズを2つに整理している。ひとつは大学生自身のための金融教育であり、もうひとつは教職を目指す学生のための金融教育である。わかりやすく言えば、前者は大学生が自分自身を守るために必要な金融教育であり、後者は大学生が将来教職についた際に、生徒に適切な金融教育を施すことができるようにするための金融教育である。ただ、後者は大学生の中でも対象が限定されているので、前者に絞って考えてみると、表1の金融庁資料に示すように、各種金融団体等と連携しながら、現状でも確かに大学生に対する金融教育が一部では行われている。しかし、単発的な外部講師による講義では限界があるし、内容的にも一部の学生を対象とした、総花的な知識習得、啓蒙レベルにとどまっているのではないかと懸念される。

表1 大学等における取組み

- 慶應義塾大学法科大学院「金融論」2014年度春学期
- 東京家政学院大学「生活設計論」平成26年度前期
- 大阪教育大学「消費者教育論」平成26年度前期
 - ・ 5/29 金融取引の素養について(全国銀行協会)
- 山梨大学「消費生活論」平成26年度上期
 - ・ 7/4 資産形成商品について(日本証券業協会)
 - ・ 7/11 金融分野共通について(全国銀行協会)
- 椋山女学園大学「社会」平成26年度上期
 - ・ 7/9・10 株式会社の設立・経営について(日本証券業協会)
- 関西学院大学「資本市場の役割と証券投資」平成26年度上期
 - ※野村証券提供講座
 - ・ 5/27 金融経済教育への取組み(金融庁)
 - ・ 6/10 NISAを知る(日本証券業協会)
 - ・ 6/17 クレジットカード・住宅ローンを知る(全国銀行協会)
 - ・ 6/24 生命保険を知る(生命保険文化センター)

〔参考〕日本金融学会
 5/24 特別セッション テーマ：金融経済教育と金融リテラシー
 10/19 テーマ：次世代へ金融経済教育はどう変わるべきか

出所：金融経済教育推進会議（第3回）金融庁配布資料

クに関する基本的な理解を深めておくことは不可欠であろう。ただし、大学における金融教育全体の中での位置づけは、相対的に低いものとする。

以上のような問題認識を踏まえつつ、以下、考察を進めていきたい。

本論文の構成は、以下の通りである。

第2章では、国内外において金融教育が重視されることになった背景と流れを概観し、特にわが国におけるこれまでの取組みについて整理する。

第3章では、本稿の対象とする分野における先行研究の整理を行う。第2章で金融教育について概観する前に金融教育についての先行研究の整理をすべきという考え方もあろうが、本稿でも再三述べるように、金融教育の定義や対象は多岐に亘っており、対象をある程度絞って考えずに先行研究を網羅的に概観しても意味がない。したがって、本稿の順の構成とした。

第4章では、多くの大学生が借入れを行っている日本学生支援機構の奨学金について、アンケートから判明した具体的な情報に基づいて、その問題点及びそれを踏まえた大学での金融教育についての提案を行う。

最終章においては、まとめと今後の課題について述べる。

2. 金融教育に関する国内外のこれまでの取組み

わが国では、1952年に創設された「貯蓄増強中央委員会（現在の金融広報中央委員会）」を中心に、各種団体によって長年に亘りいわゆる金融教育が実施されてきたが、国全体を挙げての本格的な取組みという観点からは、ペイオフが解禁となった2005年が「金融教育元年」と位置付けられている⁴⁾。本稿でも既に述べているように、ひと口に“金融教育”と言っても「どのような対象者に」「どのような教育を行っていくか」は多岐に亘っており、それらのそれぞれについて、これまでにどのような取組みが行われてきたかを詳細に述べることは煩雑になり過ぎるため、以下、簡単にそのポイントのみを確認する。

2012年6月のG20サミットにおいて、OECD作成の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原

則」が承認された。わが国では同年11月に、金融庁が「金融経済教育研究会（以下、研究会）」を設置し、7回の審議を経て、翌2013年4月に研究会は報告書を公表した。

研究会が金融庁の統轄の下で、有識者、関係省庁、関係団体を横断的にメンバーとしたことは、それまでのバラバラな活動の非効率性を改善するものとして評価できる。本稿でその報告書の詳細にまで立ち入ることは紙幅の関係で困難であるが、注目すべき指摘がいくつかあるので、それらについて簡単に触れておきたい。

まず、同報告書は金融経済教育の意義・目的を、(1) 生活スキルとしての金融リテラシー、(2) 健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー、(3) 我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー、の3つに整理している。(1)と(2)の違いがややわかりにくいのが、筆者なりに整理すると、(1)はどちらかという自己防衛の側面、(2)は需要者として金融機関に良質の金融商品提供を求める攻めの側面、と言える。(3)は、利用者の側から見れば資産の有効活用に資するため、ということになるだろうが、国家的な見地から見れば、現行、多くが預貯金で運用されている個人の金融資産を債券や株式にいかに取り込んでいくか、という狙いが込められている。

報告書は、こうした金融教育の意義・目的に対して、従来の取組みを時系列的に整理した上で、今後の金融経済教育の進め方として、(1)身に付けるべき金融リテラシー、(2)金融経済教育の対象者、(3)各分野の取組み内容、の順で提言を行っている。

このうち、(1)の身に付けるべき金融リテラシーの中で、まず①「金融リテラシーにおける行動面の重視」を掲げている点に注目したい。

米国では、オバマ政権発足から1年後の2010年1月29日に、「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」を「金融ケイパビリティ (capability) に関する大統領諮問委員会」に名称変更する大統領令が発表された。当該大統領令では「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセスに基づいて金融資源を効果的に管理する能力である。(中略)金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに

助けを求めにいったらよいかを知り、現状を改善し長期的な金融面での暮らしを改善するための行動を取る力を与える」とされている。わが国の委員会の報告書の「行動面の重視」は、こうした流れに沿ったものと言えよう。本稿では、かかる視点に基づき、大学生に対する貸与奨学金を対象とした金融教育の重要性について、第4章で詳細に分析していくこととする。

次いで、②最低限習得すべき金融リテラシーへのフォーカス化、の重要性が指摘され、具体的な項目として表2に示すように、(a) 家計管理、(b) 生活設計、(c) 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、(d) 外部の知見の適切な活用、の4分野・15項目が示された。それぞれの項目について具体的に考察するのは紙幅の関係から困難であるため、ここでは以上の説明にとどめ、大学生にとって特に重要と考えられる項目については、これも第4章で詳述することとしたい。

さらに、同報告書は③として体系的な教育内容のスタンダードの確立、の必要性を指摘したが、小・中・高等学校段階や社会人・高齢者段階における推進については具体的に述べられているのに対し、大学におけるそれについては具体性を欠いており⁷⁾、このあたりにも大学における金融教育の課題を垣間見ることができる。

上記報告書を踏まえ、2013年6月には金融広報中央委員会を事務局とした「金融経済教育推進会議」が設置された。同会議は、前記の「最低限習得すべき金融リテラシー」を具体化し、年代別にどのような順序で教えるべきかを整理・体系化した「マップ」を作成した。この「マップ」は「最低限習得すべき金融リテラシー」について、習得に必要な知識やノウハウを項目別(8分類)、年齢別(小学校低学年から高齢者までの9分類)にマッピングしたもので、国民が各年齢層で修得すべき標準的内容を明確化した。

2013年9月のG20サミットに提出されたOECD報告書において、金融庁の前記報告書と金融広報中央委員会が作成した「金融教育プログラム」が国家戦略として採択された。

こうした金融当局主導の動きに対して、金融団体も

表2 最低限身に付けるべき金融リテラシーの4分野・15項目

1.家計管理	【項目1】 適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化
2.生活設計	【項目2】 ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
3.金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択 【金融取引の基本としての素養】	
	【項目3】 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化
	【項目4】 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化
	【項目5】 インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
【金融分野共通】	
	【項目6】 金融経済教育において基礎となる重要な事項（金利（単利、複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解
	【項目7】 取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解
【保険商品】	
	【項目8】 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
	【項目9】 カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解
【ローン・クレジット】	
	【項目10】 住宅ローンを組む際の留意点の理解 ①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性 ②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性
	【項目11】 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化
【資産形成商品】	
	【項目12】 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解
	【項目13】 資産形成における分散（運用資産の分散、投資時期の分散）の効果の理解
	【項目14】 資産形成における長期運用の効果の理解
4.外部の知見の適切な活用	
	【項目15】 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

出所：金融経済教育研究会報告書

金融教育に対する取組みの強化を図った。例えば全国銀行協会は、2013年10月の理事会において、金融経済教育における今後3年間の具体的な対応方針を取りまとめた。この対応方針は(1)取組み目的等、と(2)対象層別の重点テーマと主な施策に大別されているが、後者において、特に大学生、社会人、高齢者等に対する取組みの強化を図ったことが特徴として挙げられる。その中で「大学生・社会人の重点テーマ」として掲げられているのを見ると、「社会生活上必要とされる金融リテラシーの習得（生活設計の必要性に対する理解向上、金融商品・金融取引に関する知識

の向上、多重債務問題への理解）」等となっているが、大学生と社会人は金融取引の経験も頻度も異なるため、一括りにして論じるのは無理があるように思われる。

また、金融教育が消費者教育と連携するものとして位置付けられたのも、近年の特色である。2012年に「消費者教育の推進に関する法律」が成立、施行されたが、同法を受けて策定された「消費者教育の推進に関する基本方針」(2013年6月閣議決定)では「金融リテラシーは消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込

むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である」と明記されている。

最後に、学校における金融教育に関連するものとして、学習指導要領の改訂についても触れておきたい。2008年には小・中学校、2009年には高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、その中で金融経済教育に関する内容の充実が図られている。これらの新学習指導要領は、平成23年（2011年）度以降、順次実施されている。内容の充実が図られたポイントは、中学校社会科における「直接金融や間接金融等の金融の仕組みや働き」、高等学校家庭科における「消費生活と生涯を見通した経済の計画」「生涯の生活設計」等である⁹⁾。いずれも興味深い内容ではあるが、本稿の研究対象からは離れるので、ここまでの記述に留める。

3. 先行研究

再三に亘って述べているように、金融教育という用語の定義や対象が広範囲に亘るため、表題に“金融教育”という言葉があっても、研究の対象は一様ではない。また、“金融リテラシー”という言葉を使って、同様の分野の研究や論考を行っている例もある。対象者も、小学生や中学生から高齢者に至るまで幅広く、さらには金融の“利用者側”だけでなく“金融機関の職員”の金融リテラシーについて中心的に検討しているものもある¹⁰⁾。そこで、ここでは本稿が対象とする大学生向けの金融教育に関連するものに絞って、概観・整理することとしたい。

本稿執筆時点での最新の研究のひとつである大藪・奥田（2014）は、いわゆる“金融教育”についての、以上のような広範な定義や対象について整理した後で、“金融や投資そのものを主に扱うのではなく、それらの知識を得た個人がどのようなライフスタイルを選択するのかを決定し、生涯の生活設計を意思決定できるようにするための経済教育”を対象として、論考を進めている。この点では本稿の問題認識にも近いが、実際の研究の内容が小・中・高校生を対象としたアンケートの分析である点で、本稿とは異なっている。

既に述べたように、山本（2012）は、金融教育の歴史の中で特に大学生に対する教育がエア・ポケットのように抜け落ちていることを指摘している。

先行研究を大学生を対象にしたものに絞ると、それらは「金融知識の習得によって危険な取引に巻き込まれないような備えをし、自らの身を守ることを目的とするもの」と、「投資に関する手法やリスクを習得することにより、将来的により有利な資産運用に結び付けることを可能とすることを目的としたもの」に大別できる。

例えば前者の例としては、古徳（2006）がある。古徳（2006）は現代の大学生にパーソナル・ファイナンス教育が必要である理由として、「消費者被害から身を守るための知識獲得」と「市民として社会参加するための意識形成」を挙げている。これをさらに具体的に見ると、前者は学生向けローン、消費者金融でのキャッシング、ネット決済、悪徳商法等に対する対策であり、後者の例としては国民年金制度への加入が挙げられている。

他方、後者の例として村上・西村（2013）は、金融初学者対象の大学の授業を通じた調査分析に基づき、リスクを嫌悪する者やリスクを受容できても計画性のない者は、教育を行ってもその行動をほとんど変化させない可能性があることを明らかにしている。そして、2011年8月の確定拠出年金法の一部改正により、事業主による継続的な投資教育の実施の必要性が明文化された中で、継続的な教育の効果により運用回りを改善しようという試みには、加入者のタイプによって限界がある可能性を示唆した。この村上・西村（2013）の調査は、サンプル数が少なく、また対象が偏っているという限界はあるものの、近年、関心が高まっている行動経済学的な視点から見ても、興味深い指摘と言えよう。

北野（2012）は、金融教育の対象者を金融商品の需要者側と供給者側に区分し、個々の対象に求められる金融リテラシーの内容を明らかにすることを試みている。需要者側を所得区分で分類する一方、供給者側を金融機関の従業員のみならず金融市場の統治者まで広げる等、幅広い視点に立った提案が行われているが、児童・生徒・学生を一括してキャリア教育の提案を行っている点では、本稿の考察とは異なっている。

山路他（2014）は、三重大学の2013年度新入生約1,500人に対して質問紙を配布した調査を行い、同新入生の経済的自立が必ずしも十分でないことを確認し

たが、借入金等については抽象的な質問が中心で、必ずしも対象者の現実的な判断を確認するまでには至っていない。

藤野（2014）は研究対象を大学生に絞り、日本・台湾・中国において行ったアンケート結果に基づいて、各国の大学生の金融知識に対する自己評価や金融行動の分析を行っている。同研究の結果、この3国間では日本の大学生の金融教育への認知度が低く、特に家庭で教育を受けた認識が低いことが指摘されている。なお、同研究の中で藤野は、金融教育の意義としてミクロとマクロの視点があると整理している。ミクロの視点で各々の消費者の金融リテラシーと自己責任について注目する一方、マクロの視点は金融リテラシーの向上により、個人金融資産を国全体としていかに活用していくかという視点である。

海外における金融教育について研究したものとしては、例えば田中（2014）や野村（2014）がある。田中（2014）は英国における公的金融教育機関であるMAS（Money Advice Service）の運営を巡る議論について概観したものであり、野村（2014）はオーストラリアが掲げる「国家金融リテラシー戦略」の中で学校教育が果たすべき役割について述べたものである。

4. 日本学生支援機構の貸与奨学金を通じての課題考察および大学における金融教育の新たな提案

本章では、独立行政法人・日本学生支援機構（以下、JASSO）の貸与奨学金の情報を基に、まず、その問題点の考察を進めていきたい。

4.1 本奨学金を考察の対象とする理由

最初に、本稿でJASSO貸与奨学金を対象にして大学生に対する金融教育を考察する理由について述べておく。

前述した通り、近年の内外の金融教育においては、従来の“金融リテラシー”の習得から、“金融ケイパビリティ”を身に付けることに、重点がシフトしている。従来、大学で一般に行われてきた金融教育は座学中心の知識習得型のものが少なくなかった。この点では、“金融リテラシー”習得志向と言えよう。あるい

は、“金融ケイパビリティ”習得志向に繋がるような、事例に基づく演習形式のものであっても、その題材が投資商品の選択等、多くの大学生にとって必ずしも現時点で、当事者意識を持って取り組むことができるものではなかった。

これに対し貸与奨学金は多くの在學生に実際に利用されており、当事者としての感覚を持ちやすい。また、大学在学中の少なからぬ借入総額を、卒業後、長期間をかけて返済していかなければならないことから、そのまま卒業後の職業選択等のキャリア・プランを考えることにも繋げやすい。現在、大学において行われているキャリア教育の多くは、その大半がいわゆる就職活動成功のためのノウハウに絞ったものであったり、長期的な視点に立ったものでも、対象とする時期が結婚や子供の誕生から始まることが多く、卒業直後から始まる奨学金の返済負担については、この上もなく重要なものでありながら、案外、エア・ポケットになっている。

奨学金を既に利用している大学在學生にとっては、奨学金の借入れそのものは既に始まっており、仮に金融教育を通じて負担を理解したとしても、もちろん、利用そのものを中止することは現実的には難しい。ただ少なくとも、毎月借り入れる資金を無駄に使用せず、計画的かつ有効な目的に費消しようというモチベーションに繋げることは可能であろう。これはまさに、先に挙げた「最低限身に付けるべき金融リテラシー15項目（以下、本章では、15項目）」の第1項である“適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化”を実践させるための第一歩と言えよう。

また、奨学金の借入と返済は、15項目の中の「金融取引」であり、契約上の借入れ・返済条項をきちんと把握することは、第3項の“契約にかかる基本的な姿勢の習慣化”に他ならない。加えて、将来的に奨学金の返済が困難となることが予見された時点でどのような対策を講じるかは、その後の返済に大きな影響を及ぼす事項であるが、社会経験が未熟な新社会人が独力でこれに対応することは容易ではない。

さらに、景気の停滞によって、奨学金の延滞者がますます増加していく可能性もある。事実、米国では奨学金の返済が困難な学生の増加が社会問題になっており、このような事態はわが国においても全く無関係で

表3 奨学金の種類

区分		無利子奨学金事業	有利子奨学金事業	
貸与人員		38万3千人	95万6千人	
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3,5,8,10,12万円	
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内 (2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生	
	家計	・955万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下【所得連動返済型】	1,207万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	
返還方法		・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返済型】	卒業後20年以内(元利均等返還)	
貸与利率	無利子		上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成24年5月現在)	
			利率見直し方式 (5年毎)0.30%	利率固定方式 1.08%

出所：文部科学省、(独)日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要 p.14奨学金貸与事業の概要(平成24年度予算)より、一部省略

はない。現状でも、既にJASSO内に相談窓口等が設けられているが、後記するアンケート調査でも明らかのように、肝心の奨学金利用者の利用状況は十分とは言えないようである。こうした状況を事前に防ぐためにも、第15項の「外部の知見の適切な利用」の習慣づけが重要であろう。延滞防止の手立てを講ずることは借入人である奨学生本人にとってはもちろん、回収不能による国税投入を避けるという意味で、国民にとっても大きな意味を持つ。

日本学生支援機構(2014b)によれば、平成24年度調査による大学学部(昼間部)の学生の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は、前回調査(平成22年度)に引き続き減少しており、奨学金とアルバイトの占める割合が増加している。このことを考えれば、大学で金融資産の運用理論を学ぶことも重要ではあるが、借入金の返済の重要性についてしっかり理解させることがより重要であり、その第一歩として奨学金の返済について、十分な理解を持たせることが必要であると考え。そしてさらに、将来の返済を可能にするためには卒業後、正社員として勤務することが重要であり、このような観点はキャリア教育という面で

も強化されるべきであろう。

以上のように、貸与奨学金をテーマに金融教育を行うことは、まさに15項目が求める、自らが主体となった金融取引の当事者としての自覚をスタートすることに他ならないのである。

文部科学省(2012)によれば、JASSOの奨学金の貸与を同時点で受けている学生は約123万人で、内訳は、第一種奨学金(無利子)36.2万人、第二種奨学金(有利子)86.9万人である。第一種と第二種の奨学金の概要は、表3の通りである。

奨学金の平均貸与月額は、平成22年度実績で、無利子5.9万円、有利子7.3万円で、平均貸与総額は学部生で295.5万円、大学院生で378.7万円となっている。

一方、返還中の者は約292万人で、このうち3カ月以上の延滞者が20.8万人となっている。返還期間は卒業後最長20年で、減額返還の場合や、経済困難等による返還猶予の場合には期間が25年まで延長される(減額返還・返還猶予の併用の場合には30年)。延滞3カ月以上で個人信用情報機関に登録され、9カ月以上の延滞になると法的措置がとられる。

表4 奨学金の種類による延滞状況

区分	延滞者				無延滞者			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第一種	2,338	56.1	2,148	55.5	535	48.2	1,047	42.3
第二種	1,609	38.6	1,339	34.6	491	44.3	1,012	40.9
両方	222	5.3	386	10.0	83	7.5	418	16.9
計	4,169	100.0	3,873	100.0	1,109	100.0	2,477	100.0
無回答	0		0		9		0	

(単位：人・%)

出所：「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」を基に筆者作成

表5 返済義務をいつ知ったか

区分	延滞者				無延滞者			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
貸与手続きを行う前	2,295	55.8	2,073	54.7	1,013	90.8	2,240	90.6
貸与手続中	631	15.4	477	12.6	67	6.0	123	5.0
貸与中	223	5.4	219	5.8	17	1.5	48	1.9
貸与終了時	156	3.8	150	4.0	3	0.3	13	0.5
貸与終了後～返還開始前	185	4.5	174	4.6	10	0.9	20	0.8
返還開始～督促前*	—	—	132	3.5	—	—	6	0.2
延滞督促を受けてから	406	9.9	308	8.1	1	0.1	4	0.2
わからない	183	4.5	224	5.9	4	0.4	17	0.7
その他	31	0.8	35	0.9	1	0.1	2	0.1
計	4,110	100.0	3,792	100.0	1,116	100.0	2,473	100.0
無回答	59		81		1		4	

(単位：人・%)

出所：「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」を基に筆者作成

*平成23年度調査ではこの回答区分なし

4.2 JASSO奨学金の現状

ここからは、JASSOの公表資料に基づき、同奨学金の現在の問題点について具体的に見ていく。

表4は、奨学金の種類と延滞者の割合の推移を示したものである。

表3に具体的な条件を示したように、第一種奨学金は「特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与する無利息の奨学金」であり、第二種奨学金はそれ以外の者を対象にした有利息の奨学金である。

表4を見ると、無延滞者については第一種と第二種

にさほど大きな差が見られないのに対し、延滞者においては第一種奨学金利用者の占める比率が第二種利用者を大きく上回り、しかも平成24年度には、その差が17.5%から20.9%と拡大傾向を示している。残念ながら、このような奨学金の種別による調査項目がこれ以外には開示されていないため、データからこの理由を探ることは困難ではあるが、繰り返しになるが、第一種奨学金の貸与学生は学業面で少なくとも第二種の学生よりは優れた学生のはずである。そうであれば、相応の企業に正社員で就職することにより返済が可能になると思うが、第二種の学生よりも延滞が発生する確率が大きいのはなぜであろうか。

奨学金申請時(認定時)は学業優秀であったが、大

学入学後も経済的な困難が続き、それを賄うべくアルバイトの負担が増したために学業に十分な時間が取れず、結果的に成績が低下して、相応の企業に正社員として入社することが困難になってしまったのか。あるいは研究職等を志向したために、正社員として採用されるのが難しくなってしまったのか。いずれにせよこのような対象者の場合は、「外部の知見の適切な活用」という点での金融リテラシーを身に付けさせることにより、大きな傷を負わないように早期にフォローしてやるのがライフプランの破綻を招かないためにも必要であろう。

表5は「返済義務をいつ知ったか」である。

これを見ると「貸与手続きを行う前」の回答比率が、無延滞者に比して延滞者において著しく低い。「貸与手続中」「貸与中」を含めれば、無延滞者の場合にはほぼ全員が返済義務を知っているのに対して、延滞者の場合は20%以上が、返済義務があることを知らないという状況になっている。

リテラシーの項目3では、「(金融商品の) 契約締結後についても、金融商品を巡る状況を定期的に確認(年間取引報告書等の確認)することの習慣化は、金融分野に限らず、現代の契約社会で生きていく上で当然身に付けるべき素養である」としているが、このような「借入をしているにもかかわらず」「返済義務があることさえ知らない」という状況は、社会人の予備軍である大学生の中にも、こうした金融習慣をそもそも全く身に付けていない者が少なくないことを示す驚

くべき情報である。このような学生が、将来の返済負担を考えて就職先や雇用形態を検討しないことは明白であろう。名称には“貸与”という言葉が付されているものの、“奨学金”という用語に、あたかも“ギフト”のような感覚を持っているのかもしれない。

以下に示すように、延滞者の中には奨学金の借入手続を自ら行っていない者の比率が高いことも勘案すれば、「奨学金は借金」であることを、奨学生には明確に認識させる必要がある。将来の返済が義務付けられていることを知っていれば、大学在学中に受け取った奨学金を遊興費に支出することにも、一定の歯止めがかかることが期待できる。

奨学金申請時の書類作成者を示したのが、表6である。

これを見ると、無延滞者の場合は「奨学生本人」と答えている比率が50%を超えているのに対し、延滞者の場合にはこの比率が低く、「親」と答えている割合が奨学生本人と同等、あるいはこれを上回っている。書類記入に際しては、奨学生本人だけでは把握が困難なデータ等もあることが考えられ、ある程度の親の手助けが必要になることも理解できるが、書類作成者を「本人と親等」とする回答も、無延滞者が延滞者を上回っている。

以上から見ると、延滞者においては、奨学生本人が奨学金申請の具体的な手続きに直接関わっていない割合が高く、このことが先に述べたような借入れに関する意識の不十分さにつながっている可能性も考えられ

表6 奨学金申請時の書類作成者

区分	延滞者				無延滞者			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
奨学生本人	1,571	38.2	1,437	37.5	560	50.1	1,431	57.9
親(または祖父母等の家族)	1,474	35.8	1,453	37.9	223	20.0	474	19.2
本人と親等	852	20.7	708	18.5	309	27.7	532	21.5
わからない	216	5.3	229	6.0	22	2.0	33	1.3
その他	14	0.3	7	0.2	3	0.3	3	0.1
計	4,127	100.0	3,834	100.0	1,117	100.0	2,473	100.0
無回答	42		39		0		4	

(単位：人・%)

出所：「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」を基に筆者作成

表7 奨学金の申請を勧められたか

区分	延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合
勧められた	2,263	59.3	1,396	56.4
勧められなかった	676	17.7	822	33.2
わからない	874	22.9	255	10.3
計	3,813	100.0	2,473	100.0
無回答	60		4	

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

表8 だれに奨学金の申請を勧められたか

区分	延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合
親(または祖父母等の家族、親戚)	980	43.6	1,053	75.5
学校の先生や職員	1,045	46.4	260	18.7
友人・知人	199	8.8	73	5.2
その他	26	1.2	8	0.6
計	2,250	100.0	1,394	100.0
無回答	13		2	

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

る。

奨学金の申請に際して「だれかから勧められたか」に対する回答を示したのが、表7と表8である。これらのデータは、平成24年度調査から導入されたものであるため時系列の比較ができないという限界はあるが、およその傾向は把握できるものと考えられる。

表7によれば、奨学金の申請を勧められたと答えるものの割合は、延滞者・無延滞者共に大きな差はないが、無延滞者の場合には「勧められなかった」との回答が33.2%と高いのに対し、延滞者ではこの比率が17.7%と低く、他方、「わからない」の回答が22.9%と無延滞者における10.3%を大きく上回っている。このことから、無延滞者においては自らの意思で主体的に奨学金の申請を行った様子があるのに対し、延滞者の場合は自分自身が借入れを行うという明確な意識のないまま、奨学金の利用に至ったことが窺われる。

一方、表8の「だれに奨学金の申請を勧められた

か」を見ると、無延滞者の場合には親等という回答が75.5%と圧倒的であるのに対し、延滞者の場合にはこれが43.6%と低く、学校の先生や職員などという回答(46.4%)の方が、むしろ高くなっている。親、あるいは学校の教職員のどちらの勧めが適切であるかの判断は難しいが、少なくとも奨学生本人と日常の接触の頻度が高く、また継続的なフォローが可能なのは親であり、親が学生本人の奨学金利用状況を把握していることが、延滞発生率の低さにある程度の影響を与えていることが推定できる。

表9は延滞者について、本人の職業と年齢との関係を示すものである。

年齢層全体を通じて、常勤社(職)員ほど延滞になる比率が低いという、ごく当然の結果を示しているが、特に24歳までの年齢層で、延滞者に占める常勤社員の比率の低さが顕著である。たとえ常勤社(職)員であっても、年齢が高くなると家族を養うための金銭的負担が増加することも想定され、延滞者の比率が増えてくるが、一般に24歳までであれば自分一人の

表9 本人の職業と年齢（延滞者）

職業	～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50～		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
常勤社(職)員	65	24.1	440	36.3	367	39.0	215	36.9	152	34.7	70	32.7	32	29.1	1,341	35.6
任期付常勤社(職)員	12	4.4	96	7.9	69	7.3	33	5.7	16	3.7	14	6.5	7	6.4	247	6.6
非常勤社(職)員	48	17.8	181	14.9	131	13.9	80	13.7	63	14.4	32	15.0	33	30.0	568	15.1
派遣社員	25	9.3	82	6.8	61	6.5	40	6.9	35	8.0	5	2.3	5	4.5	253	6.7
自営/家業	3	1.1	35	2.9	48	5.1	45	7.7	52	11.9	29	13.6	17	15.5	229	6.1
学生(留学を含む)	10	3.7	15	1.2	8	0.9	1	0.2	1	0.2	0	0.0	0	0.0	35	0.9
専業主婦(夫)	15	5.6	107	8.8	65	6.9	49	8.4	18	4.1	14	6.5	1	0.9	269	7.1
無職・失業中/休職中	70	25.9	212	17.5	158	16.8	104	17.9	86	19.6	43	20.1	12	10.9	685	18.2
その他	22	8.1	45	3.7	34	3.6	15	2.6	15	3.4	7	3.3	3	2.7	141	3.7
計	270	100.0	1,213	100.0	941	100.0	582	100.0	438	100.0	214	100.0	110	100.0	3,768	100.0

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

表10 個人信用情報機関への登録の認知状況

区分	24年度				(参考) 23年度			
	延滞者		無延滞者		延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
よく知っている	—	—	205	8.4	—	—	77	7.0
だいたい知っている	—	—	462	18.9	—	—	171	15.5
あまり知らない	—	—	603	24.6	—	—	264	23.9
知らない	—	—	1,178	48.1	—	—	592	53.6
計	—	—	2,448	100.0	—	—	1,104	100.0
無回答			29					

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

生活費のみを負担していることが多いと考えられる。

筆者自身の経験から言っても、仮に常勤社員として就職することができても、最初の数年間は給与が低く奨学金の返済負担は重い。例えば、地方出身で首都圏の大学を卒業した学生が、独身寮や家賃補助制度が整備されていない企業に就職した場合には、たとえ毎月安定的に給与を支給されるようになっても、その額がある程度上昇するまでの数年間は資金面の余裕がない。この時期の返済を何とか乗り切ることができるかどうか、延滞発生を招かない最初の関門と言える。ましてや、常勤以外の雇用で給与も低い場合には、約定通り奨学金の返済を履行していくことが相当困難であろうことは、容易に想像できる。このような観点から考えても、大学のキャリア教育において実効性の高い、地に足の着いたマネープランやライフプラン教育を実施することが重要である。

ここで“実効性”という表現を使ったのは、以下の理由によるものである。前にも述べたように、大学のキャリア教育でライフプラン設計における資金計画の重要性を説明する場合、結婚資金や住宅取得資金の調達が例として示されることが多いが、それらはいずれも学生にとっては遠い先の話であり、当事者としての現実感覚を持ちにくい。また、正規社員と非正規社員の生涯賃金の合計額の差を提示し、正規社員になることの重要性を説くアプローチも少なくないが、これも学生にとっては頭ではわかるものの、切実な問題とは感じていないように感じられる。これに対し、社会に出てすぐに始まる奨学金の返済であれば、現実的な感覚も持ちやすく、その対応を失敗することによる生涯への影響について説明することで、重要性を理解しやすいのではと考えるのである。

表11 猶予制度の認知状況

区分	24年度				(参考) 23年度			
	延滞者		無延滞者		延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っている	1,632	42.9	1,164	47.0	1,772	43.3	490	43.9
知らなかった	2,169	57.1	1,310	53.0	2,316	56.7	626	56.1
計	3,801	100.0	2,474	100.0	4,088	100.0	1,116	100.0
無回答	72		3					

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

表12 減額返還制度の認知状況

区分	24年度				(参考) 23年度			
	延滞者		無延滞者		延滞者		無延滞者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
よく知っている	156	4.1	133	5.4	169	4.2	43	3.9
だいたい知っている	587	15.6	718	29.2	581	14.3	282	25.5
あまり知らない	958	25.4	615	25.0	1,023	25.2	303	27.3
知らない	2,065	54.8	995	40.4	2,283	56.3	480	43.3
計	3,766	100.0	2,461	100.0	4,056	100.0	1,108	100.0
無回答	107		16					

(単位：人・%)

出所：平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果

表10は、奨学金返済の延滞が発生した場合に、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報が登録されることを知っているかどうかを、無延滞者に聞いたものである。現時点では延滞していないとは言え、いつ延滞が発生するかわからないという点で、無延滞者であっても延滞予備軍とも考えられることから見れば、その半数近くが登録の可能性を認知していないということは、危険な状態である。しかも、「知らない」の回答に「あまり知らない」を加えると、なんと回答者の8割近くが十分に認知していない状況になっている。

JASSOのHPによれば、返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上¹²⁾の場合には、個人信用情報機関に個人情報が登録される。続けて、同HPには“個人信用情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりす

ることがあります。そのため、各種料金（公共料金や携帯電話等）の引落とし、ショッピング（インターネット含む）やキャッシング等ができなくなることがあります。また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります”と書かれている。一度登録された情報が、延滞中はもちろん、延滞を解消しても返済完了の5年後まで削除されないことを鑑みれば、社会人にとってこのような信用情報機関に登録されることは極力避けなければならないことであり、この点についても学生時代から周知徹底を図っておくことが必要である。

また、延滞に至ることを避けるためには、猶予制度や減額返還制度があるが、これも表11、表12に示すように、認知状況はかなり低い。

JASSO調査の最後に行われた問に対し、JASSOからの情報提供は「十分である」と答えた回答者が約4割となっているが（同付表は省略）、「どちらとも言えな

い」との回答も同数程度あり、今後さらにさまざまな方策を使って、貸与奨学金利用者に対する“リテラシー”の向上を図っていく必要があるものと考え。

4.3 大学における金融教育への提案

以上を踏まえて、貸与奨学金を題材とした下記概要の金融教育を、大学のキャリア教育の中に採り入れることを提案したい。

(1) 金銭の借入れをすることの社会的（法的）責任の理解

(2) 借入金額と返済負担（借入金額と返済回数による毎回の返済額の簡単なシミュレーション）

(3) 可処分所得と返済の許容度（特に、社会人1年生の給与を例にして、税金や社会保険料負担を控除した後どの程度が自ら処分可能な金額として手元に残るか。そこから、自分の希望するようなレベルの生活を維持するとした場合に、どの程度の金額の返済までが現実に可能なのかを、学生個人に試算させてみる等）

(4) 安定的な所得を得ることの重要性。もちろん、将来の職業の選択に当たっては、自分のやりたいことをしっかりと見極めて、その方向に進むことは重要である。しかし、既に奨学金等の貸与を受けている学生は、それをいかに返済していくかという現実的な問題解決についても、十分な配慮を行わなければならないことは明らかである。

(5) 情報センターへの個人延滞情報が登録されることの意味。もしこのような情報登録が行われた場合、今後の生活にどのような影響が発生するのかを認識させる。

(6) 残念ながら、約定通りの債務返済ができなくなりそうな場合に、誰に（どのような組織に）相談をすべきか。在学生であれば、大学の学生課等が担当部署になるであろうが、在学中に社会に出た後の相談窓口を例示しておくことも大きな意味を持つものと思われる。

もちろん、以上のような内容の金融教育を行うことの責任や負荷を、大学教員のみを求めることは現実的ではない。キャリア教育を担当する教員が金融教育面について十分な知識や経験を有しているとは限らな

い。そのような場合に、授業に当該プログラムを織り込むことの困難さは、小・中学校等における指導においても明らかになっている。だからこそ、国全体、業界横断的な取組みによる、上記を踏まえた「大学生向けの金融プログラム」の提供が切に求められている。

5. 結び

本稿では、近年特に重要性を増している金融教育全般について概観及び問題点の整理・認識を行ったうえで、対象を大学生に対する金融教育に絞り、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金に関するデータを基にして、分析・考察を行った。

先行研究の項でも触れたように、大学における金融教育について論じた研究は他にも少なくないものの、貸与奨学金のデータの具体的な分析を軸に、そこから考えられる課題を大学におけるキャリア教育に結びつけて考察し、さらには課題解決のための方策までを論じたものは、少なくとも筆者の知る限りではないと思われる。この点に、本論文の貢献がある。

大学でキャリア教育を受ける学生の、必ずしも全てが奨学金の貸与を受けているわけではないので、奨学金の返済というテーマを共通のテーマとして採り上げることには議論はあろう。しかし、本文でも再三述べたように、将来のマネープランの策定や投資商品の選定等に比べれば、奨学金の返済は学生が実感しやすい現実的なテーマである。

ただ同時に、現に大学で金融やキャリア教育に携わる者として、本稿で提起した課題解決に実際にどこまで貢献できているかについては心許ない。日本のみならず、例えば米国においても、学生時代の奨学金の返済は深刻な社会問題となっている。本稿では、奨学金問題について、きわめて部分的な分析しかできなかったが、さらに研究を深め、学生が社会に出るまでの不十分な認識や意思決定によって、社会人生活のスタートの時点からつまずき、将来の延滞というライフプランニングの大きな問題を抱えることのないような、課題解決に向けての具体的な提案にまで結び付けていくことが、今後の課題である。

【注】

- 1) 金融経済教育研究会報告書、p.1、脚注
- 2) ただし前後の文脈から判断すると「預金から投資」の流れを後押ししたい目的であるように読める。
- 3) 「2005年を金融教育元年と位置づけ、「貯蓄から投資へ」キャンペーンなどで大きな転機と盛り上がりを見せたが、その議論のなかでエア・ポケットのように抜け落ちていたのが、大学生に対する金融教育であった」（山本2012）、p.37
- 4) 2005年3月に金融庁に「金融経済教育懇談会」が設置され、同年6月に「金融経済教育に関する論点整理」がまとめられた。この論点整理の中には、同年7月に新設された「金融サービス利用者相談室」の設置等が掲げられている。（金融経済教育研究会報告書、p.3）
- 5) 金融ケイパビリティに係る政策の勧告を行うことを任務とし、政府関係者、学識関係者、業界団体、NPO団体の代表者等で構成されている。（金融経済教育研究会報告書、p.7）、脚注
- 6) 金融経済教育研究会報告書、p.7
- 7) 「大学生に対しても、金融経済教育を体系的に行う必要があり、例えば、大学の教養課程において、金融リテラシーを向上させる教育の実施を検討すべきではないかといった意見があった」（金融経済教育研究会報告書、pp.17）
- 8) 小倉（2013）
- 9) 山本（2012）
- 10) 月刊『金融ジャーナル』2014年9月号、岡田正樹論文
- 11) 例えば、このような学生の奨学金の申請時の事情がどのようなものであったのかがわかると興味深い。
- 12) 対象は個人信用情報の取扱いに関する同意書の提出者であるが、現状、奨学金の貸与を受けるためには、この同意書の提出が必要である。

【参考文献】

- 伊藤宏一（2012）「米国における金融ケイパビリティ重視への転換」、『季刊 個人金融 2012冬』、pp.22-30
- 大藪千穂・奥田真之（2014）「情報活動を基盤とした新しい視点による金融経済教育の開発と実践」、『生活経済学研究』、第40巻、pp.1-13
- 岡崎竜子（2012）「大学における金融教育の取り組み状況」、文部科学省主催『消費者教育フェスタ』資料
- 岡田正樹（2014）「金融機関行職員に求められる“金融リテラシー”の向上」、『金融ジャーナル』、2014年9月号、pp.86-89
- 小倉康介（2014）「全銀協の金融経済教育活動について」、『金融』、2014年1月号、pp.22-27
- 北野友士（2012）「我が国における金融リテラシー教育の現状と課題」、『季刊 個人金融 2012年冬』、pp.2-11
- 古徳佳枝（2006）「大学におけるパーソナル・ファイナンス教育の現状と課題」、『ファイナンシャル・プランニング研究』、6、pp.23-46、2006、日本FP学会
- 田中健太郎（2014）「英国における公的金融教育機関を巡る議論」、『野村資本市場クォーターリー』、2014年、17(3)、pp.26-31
- 丹治芳樹（2014a）「金融経済教育に関する金融広報中央委員会の最近の取り組み」、2014年度日本金融学会春季大会配布資料
- 丹治芳樹（2014b）「金融教育への関心の高まりと金融広報中央委員会の取り組み」、金融ジャーナル、2014年9月号、pp.78-81
- 野村亜紀子（2004）「オーストラリアの「国家金融リテラシー戦略」」、『野村資本市場クォーターリー』、2014年、17(3)、pp.5-25
- 春井久志（2014）「金融能力教育のための国家戦略」、CREDIT AGE、35(1-2)、pp.18-23
- 藤野次雄（2014）「大学生における金融教育の現状と課題」、『信金中金月報』、2014年6月号、pp.4-23
- 村上恵子・西村佳子（2012）「金融教育が家計の金融資産選択に及ぼす影響」、『季刊 個人金融 2012冬』、pp.31-42
- 山路紀子、乗本秀樹、吉本敏子（2014）「三重大生のパーソナルファイナンスに関する実証的研究：質問紙調査の分析」、『三重大学教育学部研究紀要』、2014年、65、pp.117-130
- 山根栄次（2006）『金融教育のマニフェスト』、明治図書

山本利明 (2012)「日本の金融・投資教育の歴史と現状」、『金融・投資教育のススメ』、新保恵志編著、金融財政事情研究会、第1章、pp.1-45

金融庁金融研究センター (2013)「研究会報告書・金融経済教育研究会」、DP2013-1、FSA Institute Discussion Paper Series

独立行政法人日本学生支援機構 (2014a)「平成24年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果」

独立行政法人日本学生支援機構 (2014b)「平成24年度学生生活調査について」

独立行政法人日本学生支援機構 (2013)「平成23年度 奨学金の延滞者に関する属性調査結果」

文部科学省 (2012)「(独)日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金貸与事業の概要」